

道路事業における景観検討の費用に関する検討調査

Investigation about the expense of Roadscape Development

(研究期間 平成 21 年度)

環境研究部 緑化生態研究室
Environment Department
Landscape and Ecology Division

室長	松江 正彦
Head	Masahiko MATSUE
主任研究官	小栗ひとみ
Senior Researcher	Hitomi OGURI
研究官	阿部 貴弘
Researcher	Takahiro ABE

The purpose of this investigation was to collect basic information to examine the guideline for concerning the cost of the aesthetic public works. In this investigation, the effect of the aesthetic public works in road construction was figured out what factor determine to clarify the effect of the aesthetic public works.

[研究目的及び経緯]

国土交通省では、平成 19 年度からの景観アセスメントシステムの本格運用を受け、直轄事業における景観形成が進められている。景観検討に当たっては、費用とのバランスが常に問題となっているが、費用の妥当性を議論するためには、まず景観アセスメントシステムに基づく検討によって実現した景観向上が、具体的にどのような効果を生み出しているのかを明らかにし、それをもとに費用に関する考え方を整理する必要がある。本調査は、平成 16 年度以降に景観アセスメントシステムにより景観検討が実施された事業を対象として、「公共事業における景観整備に関する事後評価の手引き(案)」(平成 21 年 3 月、以下「手引き(案)」)という)に基づく事後評価を実施し、景観アセスメントによる景観向上の効果把握することにより、景観検討の費用に関する指針を検討するための基礎資料を得ることを目的としている。

[研究内容]

1. 調査対象事例の選定

景観アセスメント試行事業および重点検討事業の実施状況を整理し、供用または一部供用となっている事業を抽出した上で、その中から地域バランスを考慮して 13 事業を調査対象事例として選定した。選定にあたっては、手引き案の適用範囲である「周辺に人が住み日常的な利用がある施設」(都市内道路)のみならず、適用外の「周辺に人の住んでいない施設」(山間部の道路等)も対象とすることとした。また、事業特性による景観向上効果の発現の違いを把握するため、道路以

外の分野の事業も調査対象に含めた。

2. 景観向上効果の確認調査

「手引き(案)」では、景観に配慮した公共事業として高い評価を得ていた 13 事例における調査結果をもとに、景観向上効果の考え方とその調査手法を整理している。なお、ここでの景観向上の効果としては、人の直接的な利用を前提として、意識に与える効果、活動に与える効果、周辺空間に与える効果を捉えているが、特に積極的な景観創出によるプラスの効果を扱っている。したがって、都市内の道路や街路の事例が取り上げられているものの、山間部の道路のように周辺にほとんど人が住んでおらず、周辺の自然景観への改変を極力抑えることをねらいとしたような景観整備については適用外となっている。そこで、今回の景観向上効果の確認調査にあたっては、「手引き(案)」で示された手法を基本としつつ、道路事業の特性を踏まえた新たな手法の可能性や効果項目の妥当性を検討することも目的に加え、調査を行うこととした。

調査は次のような手順で進めた。まず、1. で選定した事例について、既存資料調査および事業者、景観アドバイザー、設計者等へのヒアリングを行い、事業概要、景観形成にあたり配慮すべき事項、景観整備方針、景観検討の経緯等の情報を収集した。次に、それらの情報から「設計意図と期待される効果」および「期待される効果の発現段階」を整理し、各事例の特性を踏まえて具体的な調査方法・内容を設計した。なお、新たな手法として、当該道路の走行経験者を対象としたインターネットアンケートも試みた。調査結果は、「手引き(案)」に示された「調査により確認された効

果及び波及効果」「効果の波及フロー図」および「プロット図」の形式で、事例ごとに整理した。

3. 景観向上効果とりまとめ

確認調査結果から、道路事業における景観向上効果項目を整理するとともに、事業特性を考慮した景観向上効果の把握手法をとりまとめた。

[研究成果]

1. 確認された景観向上効果

道路事業において確認された景観向上効果について、「手引き(案)」で示された効果項目により整理すると表1のとおりである。このうち、最も発現が顕著だった効果は、「整備された空間に対する認知・印象」に区分される項目であった。なお、今回の調査では、「手引き(案)」以外の新たな効果項目は確認されなかった。

また、景観整備による波及効果については、限られた項目での発現が確認されたのみであったが、これは一部供用の事業が多かったため、波及効果が発現する段階に達していないことが影響していると考えられた。

2. 道路事業における景観向上効果把握手法

山間部の道路等における周辺景観への影響低減に関する効果については、設計意図が適切に実現していれば自ずと効果が発現されると考えられることから、関係者・利用者へのヒアリング調査、現地確認調査によ

って設計意図どおりに整備が行われているか否かを評価することで、効果の確認を行うことが可能である。アンケート調査は、効果を定量的に確認する場合や一般市民による評価が必要な場合において、質問項目を限定した簡易な調査を実施することが適当である。今回試行したインターネットアンケートも、景観整備による総合的な効果を捉える上で有効な手法である。

[まとめ]

今回の調査により、限定的ではあるが道路事業における景観整備の効果を把握することができた。しかし、景観検討に関する費用の妥当性を検討するための基礎資料となる、景観検討を行った場合と行わなかった場合の費用の比較や景観検討実施による工事費の増減に関する定量的なデータが不足している。

各地方整備局においては、「手引き(案)」の作成を受けて、景観アセスメントシステムの実施要領の改訂や事後評価の試行に取り組み始めているところであり、今後事後評価の実施事例が蓄積していくことが期待される。事業の特性やプロセスの違いによっても、発現する効果は異なることから、様々なケースの効果を分析し、事業担当者との意見交換を行いながら、費用の妥当性に関する考え方の整理を進めていく必要がある。

表-1 道路事業において確認された景観向上効果

景観整備による効果		調査結果	
整備された空間に対する認知・印象	①整備した空間の印象の向上	・景観が向上した ・景色を見るための新たな視点場となった ・周辺の山々の眺望が美しく地域資源を再認識した ・自然と馴染む景観となっている ・周辺の自然景観とともに新たな風景をつくっている	
	②整備した空間の機能向上に対する認知	・歩きやすい歩道空間が提供されている ・気持ちの良い走行が楽しめる空間となっている	
意識に与える効果	①親しみ・愛着、誇りの向上/その他	・地域に対する愛着が醸成された ・親しみ、愛着、誇りを感じる	
	②地域のシンボル・ランドマークとしての認知、地域らしさの認知	・橋梁が地域のシンボル・ランドマークとなっている	
	③景観やまちづくり、環境等に関する意識の高まり	・市民のまちづくりや環境に関する意識が高まった	
活動に与える効果	住民の日常生活での利用に与える効果	①利用の増加 ・歩行者が増加した ③コミュニティの形成 ・集会場での集まりや夏祭りの開催によりコミュニティの繋がりが強くなった	
	団体活動、維持管理活動に与える効果	①イベントの開催	・道の日イベント開催範囲の拡大 ・冬期イルミネーションの実施 ・地元小学校のマラソン大会の開催 ・夏祭りの開催 ・集会場ができ地域の集まりが活発化
		②維持管理活動の実施	・ボランティア・サポート・プログラムの実施(花の植え替え、落ち葉清掃) ・子供たちによる清掃活動の実施
③地域活動団体の活動の発展		・まちづくり協議会による中心商業地でのまちづくり活動の展開	
景観整備による波及効果		調査結果	
与える効果	隣接する空間整備に与える効果	③公共空間整備の拡張 ・緑陰道路プロジェクト推進事業の展開	
	周辺の空間整備に与える効果	①周辺施設整備との連携	・商業活動の活性化 ・地元自治体による周辺整備(集会場、公園、散歩道など)
		②視点場の形成	・簡易パーキングエリアの整備
地域経済に与える効果		②観光振興 ・観光利用の増大(全線完成後の見込)	
外部評価の高まり		①外部機関(専門家)からの表彰 ・土木学会「田中賞」の受賞	

注：数字は「手引き(案)」で示された項目番号に対応している